

3) 令和6年度重点取組事項（令和6年3月19日総会承認）

木材利用を優先する社会（ウッドファースト社会）の実現をめざし、地球温暖化防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材利用を拡大するため、次の事項を重点に取り組んだ。

I. 温暖化防止、地域社会の活性化に貢献する持続可能な木材利用の推進

II. 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取組

III. 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

IV. 安全・安心の木材利用・供給の推進

V. 組織活動の活性化等の取組

I. 温暖化防止、地域社会の活性化に貢献する持続可能な木材利用の推進

1. 消費者への木材PRの推進

地球温暖化防止対策、人々の健康・暮らしに不可欠な「木材利用」についてのPRを積極的に推進した。

(1) 木材PRの実施

ア. 新型コロナウイルス感染症が実質的に収束し、イベントや展示会が再開される中、6年度については、県主催のウッドワンダーランド（令和6年10月 於モリコロパーク）に参加するとともに、木づかい推進月間での各種シンポジウム、フェアなどに出展協力し、合法伐採木材、JAS材を含め、幅広い国産材の利用拡大のための普及活動を実施した。

イ. 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに木材PRポスター、リーフレットなどにより、効果的な木材利用の普及に努めた。

2. 地域材利用の促進

地域材の利用が地球温暖化防止対策はもとより、地域経済の活性化・発展に果たす役割について広く理解を求め、一層の木材利用の促進を図るため機会あるごとに愛知県を始めとする行政機関等への働きかけを実施した。

(1) 建築、土木等公共施設について愛知県木材利用推進協議会（会長 西垣洋一）構成団体（8団体）相互の連絡協調を図り、木材の利用促進に努め、積極的に要望活動を展開した。

ア. 木材の利用推進等に関する要望活動

(ア) 日 時：令和6年10月11日（金）

要望内容：木材の利用推進に関する要望

要 望 先：愛知県知事はじめ県議会、関係部局

要 望 者：愛知県木材利用推進協議会

- a. 県の庁舎等公共建築物や大規模プロジェクトにおける関連施設整備等でのさらなる木造・木質化の推進
- b. 環境に貢献する木材利用の積極的な普及啓発及び次世代を担う若い世代への県産木材利用の浸透
- c. 民間建築物の木造・木質化の推進と、木造建築に関する専門知識・技術を有する技術者の早期育成
- d. 都市部を中心に民間施設等における木造・木質化を支援する「木の香る^{まち}都市づくり事業」の継続・拡充
- e. 外国産木材から県産木材への転換促進や、人工林の成熟に伴い増加している大径材の用途開発等による県産木材の需要拡大
- f. 木材の生産から加工・流通までの効率的で安定した供給体制の確立

(イ) 日 時：令和6年11月15日（金）

【11月24日の名古屋市長選挙のため中止】

要望内容：木材の利用推進に関する要望

要 望 先：名古屋市長はじめ市議会、関係部局

要 望 者：愛知県木材利用推進協議会

イ. 森林・林業、木材産業の振興についての陳情（山村振興懇談会）

日 時：令和6年12月17日（火）

場 所：KKRホテル名古屋

要望内容：愛知県の令和6年度予算編成に関する陳情

要 望 先：知事・関係部局並びに県議会

要 望 者：自由民主党愛知県議員団山村離島振興議員連盟

森林・林業関係9団体

3. 違法伐採対策の推進

行政、消費者、木材業者等に対して「違法伐採材を使わない」「合法性・持続性の証明

された木材を使う」ことが、地球温暖化防止上重要であることを普及啓発するとともに信頼される合法木材の供給体制づくりに取り組んだ。

(1) 合法木材供給事業者認定

「違法伐採対策に関する一般社団法人愛知県木材組合連合会行動規範(平成 18 年 5 月 11 日制定)」並びに「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(制定平成 25 年 3 月 27 日)」に規定する実施要領に基づき、6 年度は新規 3 事業者を認定した。

令和 6 年 6 月 3 日 第 67 回合法木材供給事業者審査委員会(書面決議)

(内容) 申請者: 1 事業者

審査結果: 1 事業者を認定した。

令和 6 年 11 月 15 日 第 68 回合法木材供給事業者審査委員会(書面決議)

(内容) 申請者: 1 事業者

審査結果: 1 事業者を認定した。

令和 7 年 3 月 28 日 第 69 回合法木材供給事業者審査委員会(書面決議)

(内容) 申請者: 1 事業者(バイオマス)

審査結果: 1 事業者を認定した。

(2) 合法木材供給事業者認定の更新

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第十一条に基づき、有効期間(3年間)の満了する事業者に対する更新手続きを行った。

令和 7 年 3 月 31 日現在の認定状況は下記のとおりとなっている。

<合法木材供給事業者等認定状況>

認定地域	合法木材供給(事業者数)	バイオマス供給(事業者数)	備考
名古屋	21	2	双方認定 1 社
尾張	10	—	
海部	34	2	双方認定 1 社
知多	12	1	
西三河	12	2	
東三河	20	1	
豊田	8	3	
新城	9	1	
設楽	1	1	
稲武	1	—	
計	128	13	

(3) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律／通称「クリーンウッド法(平成29(2017)年4月施行)」は、合法的に伐採された木材や木材製品(合法伐採木材等)の流通及び利用を促進する法律である。違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれがあるため、同法による取組を通じて自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを目的とし、対象となる木材等や事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、素材生産販売事業者及び木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めている。

当連合会では、改正クリーンウッド法の施行(令和7年4月)に向け、改正点の周知のほか、木材関連業者による合法性の確認能力の強化のため、愛知県産材認証制度をクリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県認証制度に登録した。

<クリーンウッド法の登録実施機関>

登録実施機関名	対象事業	問合せ先 (電話番号)	登録年月日
(公財)日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	03-6810-8710	平成29年10月17日
事業の別	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業		
(公財)日本住宅・木材技術センター	第二種木材関連事業	03-5653-7662	平成29年10月17日
事業の別	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業((2)揚げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業		
(一財)日本ガス機器検査協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	03-3586-1686	平成29年10月17日
事業の別	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電		
(一社)日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	03-3261-9111 又は 03-3261-9112	平成29年10月17日
事業の別	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木質バイオマスを用いた発電事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。(ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限って南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。)		
(一財)建材試験センター	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	03-3808-1124	平成29年10月17日
事業の別	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業		

	(3)木質バイオマスを用いた発電事業		
(一社)北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 (北海道内に本社を有する者が 行うものに限る。)	011-251-7830	平成30年11月27日
事業の別	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業		

4. 木質バイオマス利用の促進

化石燃料の削減への貢献や未利用材・林地残材等の有効利用のため、木質バイオマスの発電利用については、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築などの推進に取り組んだ。

令和7年3月31日現在の木質バイオマスを用いた発電認定事業者は13社となっている。

II. 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取組

住宅、公共・商工業施設及び身の回りの日常用品等への木材、とりわけ地域材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策や税制などの充実強化に取り組んだ。

1. 木造住宅及び中高層建築物への木材・地域材利用

(1)中高層建築物における木材利用の環境整備、木質建築資材の利用拡大の環境整備及び木造住宅への国産材普及などの木材利用の拡大対策に関し積極的な対応を行った。

(2)非住宅及び都市の中での木材利用促進へ向けた建築関係諸制度の動きに対し、情報収集・提供などを実施した。

(3)令和5年度補正予算による「JAS構造材実証支援事業」等により、住宅分野や非住宅建築物への品質の確かな木材利用の促進に取り組んだ。

III. 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

1. 住宅建築環境変化への対応

(1)建築基準法改正等への対応

令和7年4月に予定された改正建築基準法等の施行による木造住宅への影響や製材JASの課題等について、情報の収集・提供に努めるとともに、会議への参加やセ

ミナーの実施など積極的に取り組んだ。

2. 木材産業の体質強化の取組

(1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用の推進と制度充実に取り組んだ。

ア. 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実を図るため、関係機関との情報交換等を実施した。

イ. 木材加工業における軽油引取税の免税措置について会員に周知するとともに、免税措置利用実態に関する調査(林野庁からの依頼)を行った。

(2) 雇用対策等

雇用調整助成金、雇用創出に係る関係事業、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策にかかる情報提供等に取り組んだ。

(3) 労働安全衛生の確保への取組み

労働保険料率は、平成30年4月から料率が適用されたが、次期労働保険料率の見直しに向けて、引続き木材・木製品製造業のゼロ災活動の積極的推進を図った。

ア. 林材業ゼロ災推進愛知県協議会(会長 神谷幸一)と一体となって、労働災害防止対策及び労災保険収支改善対策に積極的に取り組んだ。

イ. 令和6年度職場の年末安全衛生推進運動の実施

実施期間：令和6年12月1日～令和6年12月31日

運動標語：「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

実施事項：事業者の実施事項

- ・現場や作業の実態と関わる危なさの把握
- ・守るべき「基本」を決め労働者への徹底を図る

：労働者の実施事項

- ・定められた基本の遵守

ウ. 「作業安全強化促進支援事業」による安全診断・指導

日 時：令和6年6月27日(木) 9時30分～11時30分

場 所：三河材流通事業協同組合(ホルツ三河)

参加者：ホルツ三河・林野庁・森林総研・愛知県・全木連・県木連

3. 生産加工・流通対策の推進

木材の需要構造の変化に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組むとともに、農林水産省に設置された「物流の2024年問題」の官民合同タスクフォースの開催に際し、全木連を通じて地域の実態を取りまとめて報告した。

(1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進した。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア. 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取り組み、特に品質の安定した乾燥材生産・供給の拡大に取り組んだ。

イ. 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設リース・利子助成制度などの有効活用に取り組んだ。

IV. 安全・安心の木材利用・供給の推進

1. 健康、安全対策

(1) 木材の健康性能の普及

ア. 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及啓発に引き続き取り組んだ。

イ. アセトアルデヒドやT-VOCの規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引き続き適切な対応に努めた。

2. JAS制度への対応とJAS製品の普及

(1) 日本農林規格等に関する法律（JAS法）

製材の日本農林規格（令和7年1月31日告示、令和7年7月30日施行予定）の主な改正点は、次のとおり。

ア. 目視等級区分構造用製材の定義に「機器による測定」を追加

- イ. 寸法許容差の合理化（造作用製材（未仕上げ材（人工乾燥））、構造用製材（SD20））
- ウ. 機械等級区分構造用製材で求められる曲げ強度の基準の変更
- エ. 曲げ試験における新たなスパン比の追加（スパン比の小さいものを追加）
- オ. 標準寸法表の改正（必要性に応じて追加・削除）
- カ. 機械等級区分構造用製材における未仕上げ材の廃止
- キ. 材面における貫通割れ（割れの長さの計算方法の具体化）
- ク. 広葉樹製材の材面の品質の基準追加（目まわり）
- ケ. 寸法測定試験の新設（試験箇所具体化）及び含水率試験片の採取箇所の変更
- コ. 浸潤度試験における薬剤追加（亜鉛を主剤としたものについてピリジルアゾナフトール）
- サ. 吸収量試験方法の追加（第四級アンモニウム化合物系を用いたものに新たな分光光度法）

(2) J A S 関連研修の開催等について

J A S 制度の安定と促進、技術の向上を図るため各種研修会を開催または参加した。

ア. 審査員等資格者養成研修会参加

日 時：令和6年7月22日（月）～24日（火）

講 師：佐藤 雄一（全木検理事）、祇園 紘一郎（全木検審査課長代理）

場 所：全木検事務局（東京都千代田区 M&Cビルほか）

イ. J A S 審査員・検査員認証等業務研修会参加

日 時：令和6年11月28日（木）～29日（金）

講 師：小澤 眞虎人（全木検専務理事）、大久保 尚哉（全木検検査課長代理）

場 所：岐阜市 じゅうろくプラザ

ウ. 製材等の取扱業者の認証に伴う資格者養成研修会開催（愛知会場）

日 時：令和6年12月12日（木）～13日（金）

講 師：佐藤 雄一（全木検理事）

場 所：金山特殊陶業市民会館

(3) 令和7年3月31日現在、県内における「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法第14条第1項の規定」に基づく認証工場は、Aタイプ4工場、Bタイプ8工場となっている。

<愛知県内認証工場一覧>

認証番号	認証に係る工場		認証に係る農林物資の種類 (区 分)
	名 称	所在地	
A-035	津田産業(株)	海部郡飛島村木場1-70	人工乾燥枠組壁工法構造用製材
A-075	(株)イトキ	岡崎市東阿知和町字乗越6-1	人工乾燥処理構造用製材
A-079	(株)エム・エイチ・ランバー本社工場	豊橋市大崎町字伊豆沢37-1	人工乾燥枠組壁工法構造用製材
A-091	西垣林業(株) 豊田工場	豊田市御船町山ノ神56-116	機械等級区分構造用製材

認証番号	認証に係る工場		認証に係る農林物資の種類 (区 分)
	名 称	所在地	
B. 38. 01	向井木材(株) 三好工場	みよし市筋生町水洗8-2	構造用製材、造作用製材 下地用製材
B. 38. 03	奥三河木材(協) 製材工場	北設楽郡設楽町小松字カミヤ1-1	構造用製材、造作用製材 下地用製材
B. 38. 07	セキスイハイム工業(株) 中部事業所	豊橋市明海町3-22	人工乾燥枠組壁工法構造用製材
B. 38. 10	(株)東海木材相互市場 大口工場	丹羽郡大口町河北2-2	人工乾燥処理構造用製材 機械等級区分構造用製材
B. 38. 11	上地木材(株) 西部飛島工場	海部郡飛島村木場1-71	造作用製材、構造用製材 下地用製材
B. 38. 12	三河材流通加工事業(協) 製材工場	新城市富岡字東門沢90	構造用製材、造作用製材 下地用製材
B. 38. 13	小原木材(株) 本社製材工場	岡崎市針崎町字蓮谷37	構造用製材、造作用製材 下地用製材
B. 38. 16	昭典木材(株) 竹ノ輪工場	新城市竹ノ輪字広面66-5	構造用製材

3. 日本製材技術賞

「JAS製材品普及推進展示会」に替わる新たな表彰制度として、全木連が主催する「日本製材技術賞」への積極的な応募・参加を通じ、地域の独自性、品質向上の取組み、

多種多様な生産技術等を発掘するなど、業界の活性化を図った。

<応募状況等>

区 分	工場数	備 考
全 国	161	・ 10 工場が農林水産大臣賞ほかを受賞 ・ 全国で 47 工場が奨励工場 (事前審査で優秀と認められた工場)
愛知県	5	・ 奨励工場：三河材流通加工事業(協)

V 組織活動の活性化等の取組

1. 県木連等団体の活性化の推進

(1) J A S 構造材利用拡大事業

これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物において、J A S の格付実績の低い構造材(機械等級製材及び目視等級製材 2 × 4 製材、C L T)を積極的に利用する普及・実証を実施した。

ア. J A S 構造材活用事業者拡大事業

工務店等木材の実需者や発注者における、J A S 構造材(無垢製材、C L T)を積極的に活用する気運を高めるため「J A S 構造材活用拡大宣言」運動を展開する普及活動を支援した。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図った。

イ. J A S 構造材実証支援事業

(ア)の登録事業者(建築業者)が木造非住宅分野を中心に J A S 構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、J A S 構造材の調達費の一部を支援した。

ウ. 建築用木材の転換促進支援事業

海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築に向けて、丸太の有効利用にも資する製材の利用比率の向上を目指すこととして、建築事業者、設計者等が、住宅の主要構造部(柱及び横架材)等に品質・性能の確かな国産の製品等(J A S 構造材等)を利用する取組に対して必要な経費を助成した。

(ア) 普及・啓発活動

日 時	場 所	人数
令和 6 年 10 月 5 日 ～10 月 6 日	ウッドワンダーランド 2024 (愛・地球博記念公園)	2,873 名

(イ) 申請業務

各事業の申請状況等は以下のとおりである。

< J A S 構造材利用拡大事業(個別実証支援事業) >

事業所名	物件名	交付申請	交付決定
有限会社萩森建設	札幌鈴木邸新築工事	9/28	12/18
株式会社愛北工務店	コンセプト・インターナショナル(株)様/ 第4倉庫新築工事	11/14	12/13
角文株式会社	(株)山西豊田店 事務所他建設工事	9/30	12/13
株式会社日建ホームズ	合同会社 TTT 様 2号館	9/27	12/26
株式会社永賢組	日進かぐやま歯科新築工事	不採択	不採択
株式会社ワイズ	(仮称) 緑区神沢共同住宅	10/14	11/29

< 外構部の木質化対策支援事業 >

事業所名	物件名
株式会社エムズアソシエイツ	高橋様邸外構工事
株式会社ニワ暮ラフト	隣地境界木堀工事

< 花粉症対策支援事業 >

事業所名	物件名	交付申請	交付決定
K' zHome 株式会社	大森様邸新築工事	不採択	不採択
株式会社幸栄住宅	武田佳典様邸はじめ3件	9/27	取下げ
株式会社佐藤工務店	甲斐様邸はじめ2件	8/1	1/31
株式会社ワイズ	七宝町事務所兼戸建住宅新築工事	8/30	取下げ
株式会社野川建設	伊藤弘基様邸新築工事	不採択	不採択
株式会社サンホームズ	諏方智成様邸	不採択	不採択
株式会社いろは総建	竹内勇貴様邸新築工事	10/2	1/27
有限会社中野建築	中野洋子様邸新築工事はじめ2件	不採択	不採択

(2) 大径材需要拡大大促進事業

大径材の需要を拡大することにより、「伐る・使う→植える→育てる」の循環型林業を推進することを目的に、外国産材に依存している横架材等の建築部材の県産材へ切り替えを促すとともに、安定した供給体制の確立と需要の創出に向けた取り組みを実施した。

ア. 大径材需要拡大大促進検討会 (R 5. 1月 愛知県設置)

行政と木材生産、木材加工流通、建築分野等の外部有識者を構成員とした検討会

に参画し、県産横架材等の普及のための具体的な取組手法や官民の協働のあり方等を検討し、大径材の需要拡大に向けた具体施策につながる方針等の取りまとめを行った。

イ. 令和6年度愛知県産横架材サプライチェーンモデル構築事業（県受託事業）

(ア) 目的

本県のスギ・ヒノキの人工林の高齢化に伴い主伐木が大径化しており、「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業を促進するうえで、大径材の需要拡大につながる取組が必要である。

大径材からは歩留の高い横架材が生産可能であるため、愛知県産の大径材を利用した横架材の安定供給に向けた事業を実施し、大径材の需要拡大に資することを目的とする。

(イ) 事業内容

a. 県産横架材サプライチェーンモデル構築

県産の大径丸太（30 cm上）の供給から、横架材への加工、流通、建築までの各分野の事業者が連携したサプライチェーン（SC）モデルを公募した。

<実証経費等>

実証数量	県産横架材利用量：174 m ³ 以上（「県産横架材 5.8 m ³ /棟」換算で30棟相当）
実証経費	県産横架材（あいち認証材）の利用量（m ³ ）×54,000 円/m ³ を交付

当該モデルを通じて県産横架材を利用した住宅等を新築し、供給及び利用における課題等を明確化する流通実証を行い、分析、取りまとめを行った。

公募による6モデルの実証結果は下表のとおりである。

<実証結果>

	実証結果			
	用途	棟数	利用量（m ³ ）	樹種
モデル1	住宅	1	2.1	スギ
	非住宅	0	0	—
	計	1	2.1	
モデル2	住宅	1	7.7	ヒノキ
	非住宅	1	4.5	ヒノキ
	計	2	12.2	

モデル3	住宅	3	24.8	ヒノキ
	非住宅	0	0	—
	計	3	24.8	
モデル4	住宅	14	73.6	スギ
	非住宅	2	8.1	スギ
	計	16	81.7	
モデル5	住宅	8	39.0	スギ
	非住宅	3	7.9	スギ
	計	11	46.9	
モデル6	住宅	0	0	—
	非住宅	1	11.1	ヒノキ
	計	1	11.1	
計	住宅	27	147.2	住宅1棟当たり 5.5 m ³ 使用
	非住宅	7	31.6	
	合計	34	178.8	

b. 県産横架材の普及啓発（県産横架材展示会）

県産横架材製品の認知度向上等のため、製品の性能及び利用意義のPRを行うための展示会を開催した。

開催日：令和6年12月17日（火）年末謝恩市

場 所：東海木材相互市場・西部市場

対 象：買方始め木材関係者等 約80名

c. 県産横架材の普及啓発（現地研修）

県産横架材利用の実例による普及を図るため、SCモデルを通じて新築中の住宅の構造見学会を開催した。

開催日：令和7年3月7日（金）

場 所：豊橋市北島町地内の住宅施工現場

対 象：設計士、工務店等 約30名

(3) 県木連情報提供事業

積極的な情報収集に努め、事業募集やアンケート、制度改正の案内等適時適切な情報提供に努めた。主な情報提供の内容については下記のとおりとなっている。

第1号「WOODコレクション2024「JAPAN ReWOOD」出展意向調査について

第2号「愛知県産の木材を使った横架材のサプライチェーン構築に向けた実証事業」の募集について

第3号「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2025」に関するアンケートにつ

いて

第4号「第8回あいち木づかい表彰」募集について

第5号「日本製材技術賞調査」について

第6号「木材PRポスター」送付について

第7号「蒲郡市学校複合施設建設工事」の調達、加工、施工等について

第8号「愛知県産材認証機構要領改正」について

第9号「軽油引取税の課税免税措置の特例延長」に向けての調査依頼について

第10号「物流効率化に向けた新たな規制」

第11号「研修会」案内 林野庁長官 青山豊久氏

第12号「国産木材の魅力発信拠点『MOCTION』出展意向調査について

第13号「林野庁主催改正クリーンウッド法の制度説明会」参加者の募集について

第14号「クリーンウッド法」の合法性の確認に活用可能な制度に「愛知県産材
認証制度」の追加について

(4) 木退共・各種共済事業

ア. 全木連・全木協連共済制度

(ア) 中型グループ共済等（大同生命と提携）

(イ) 損害賠償共済（A I U保険と提携）

(ウ) 特定退職金共済（住友生命と提携）

(5) 環境都市実現のための木造化・木質化推進（県木連事業）

ア. 令和6年度木造建築技術者育成講習実施業務（県委託）

全13回開催（25講座、現地研修2日）

〔令和6年4月1日～令和7年3月21日〕

参加者：延べ970名

イ. 非住宅建築物の木造化普及啓発（県委託）

木造化に取り組もうとする建築士や市町村の公共施設発注者担当者等が木造化に取り組む際の手引きとなるよう、コスト縮減や工期短縮等の木造の優位性や木造化におけるポイント等について、分析、考察を加えたマニュアルを作成するとともに、非住宅建築物の建築においても、木造化が一般的となるよう普及啓発を図る。

結果：マニュアル 1,000部・マニュアル概要版 2,500部

ウ. あいち木造・木質化サポートセンター設置業務（県委託）

木造化・木質化を進めようとする施主や事業者に対し、木造化・木質化に向けて積極的に事業を拡大しようとする建築士や設計事務所、木材産業者を繋ぎ、相談対応にあたることで県内の木造化・木質化の動きを促進することを目的としている。

結果：59件

エ. 設立5年記念シンポジウムの開催

設立5年目を機に、木造化・木質化推進に向けた一層の機運向上を図るとともに、協議会のさらなる飛躍の年にするためにシンポジウムを開催した。

開催日：令和6年11月6日（水）

場 所：名古屋能楽堂

内 容：第一部 基調講演

演 題 「日本の中高層ビルを木造建築に」

講 師 隅 修三（ウッドチェンジ協議会会長

／東京海上日動火災保険(株)相談役)

第二部 鼎 談

テーマ 「地域産業の活性化に繋がる木材利用」

出演者 隅 修三、古本 伸一郎（愛知県副知事）

長野 麻子（株モリアゲ代表）

第三部 狂 言 「三本柱」（狂言共同社）

参加者：木材関係者、建築士等 約450名

(6) 顕彰事業の実施

ア. 組合功労者、優良従業員表彰

(ア) 組合功労者：知事表彰受賞者

該当者なし

(イ) 永年勤続優良従業員：知事賞受賞（敬称略、順不同）

巢山 高之 株式会社東海木材相互市場

谷口 勉 名古屋木材株式会社

(7) 第58回全国木材産業振興大会への参加

主 催：全木連、全木協連

期 日：令和6年10月31日（木）

場 所：鹿児島県 川商ホール

ア. 大会宣言

- (ア) 都市(まち)の木造化等木材利用を積極的に働きかけるとともに、国民理解の醸成に取り組む。
- (イ) 持続性の確保された木材の利用及び山元への利益の還元と再造林できる体制の構築に森林、林業、建築業界と一体となって取り組む。
- (ウ) 令和7年の改正クリーンウッド法施行に向けて合法伐採木材だけが流通・利用されるように取り組む。
- (エ) 木材産業振興のため、木造住宅の新築促進の施策を含めた予算の確保、税制特例措置の継続に取り組む。
- (オ) 新たな木材需要を創出するため、J A S 製品等、品質・性能の確かな木材供給や技術開発・普及等に取り組む。
- (カ) 人材の育成確保を図り、木材産業従事者の労働安全に全力を挙げ、死亡災害絶滅に取り組む。

イ. 木材産業功労者（敬称略、順不同）

- (ア) (一社) 全国木材組合連合会会長表彰
土屋 俊直 名古屋木材組合 広報委員会委員
- (イ) 全国木材協同組合連合会会長表彰
桑原 教行 愛知県木材買方協同組合 副理事長